

税

## 6月中旬に国民健康保険税の納付書を発送します

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

○納税は便利な口座振替をご利用ください  
口座振替の手続きは預貯金通帳、通帳使用の印かん、納税通知書を持って預貯金口座のある金融機関か役場税務課までお越しください。

**な** お、年間の税額決定後と同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動があった場合は、変更後の納付書を送付します。

**納** 税通知書には、その世帯の国民健康保険加入者の氏名が記載されています。勤務先の社会保険などに加入している人で記載がある人は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性がありますので、必ずご確認をお願いします。

**年** 金から保険税が天引きされている人については、10月以降の決定金額を記載した通知を送付します。

**年** 間の保険税額を算出し、その額を6月から来年の1月までの8期に分けて、8期分をまとめた納付書を、6月中旬に郵送します。

国際交流

## 夏の夜の夢 劇とダンスのワークショップ

●申し込み・問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118



▼日時 7月14日(月)  
午後7時30分～午後9時  
▼場所 オークスプラザ2階 集会室  
▼定員 15人(先着順)  
▼受付開始 6月9日(月)  
▼申込資格 町内に住所または勤務先がある人

**ワ** ークショップでは、演劇・ダンスの指導や、その体験談をお話します。皆さん、一緒に参加しませんか？(国際交流員のブレイクさんが通訳をします)

**オ** 子 どもたちの劇や踊り、ミュージカルに興味はありませんか。ハイオ州の出身のマイカ・ハインさんが劇のワークショップを行います。マイカさんはアメリカ・バージニア州立劇団員として各地で活躍し、「レ・ミゼラブル」、「ターザン」、「シェークスピアの「真夏の夜の夢」などに出演しています。現在は「ENGLISH VILLAGE」(韓国・坡州市)というチームパークに勤め、多くの英語のミュージカルを作り、演じています。

鳥インフルエンザ

## 鳥インフルエンザ発生に伴う中小企業者向け相談窓口を設置します

●問い合わせ 各窓口へお問い合わせください

▼問い合わせ  
熊本県商工振興金融課  
※窓口設置に関する事  
☎096(333)2316  
※県融資制度に関する事  
☎096(333)2314

▼相談対応内容  
・鳥インフルエンザの経営活動への影響に関する相談  
・県融資制度の利用など、金融に関する相談

▼相談窓口  
熊本県商工会連合会、各商工会  
各商工会議所  
熊本県中小企業団体中央会  
熊本県信用保証協会

**多** 良木町で高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、中小企業者の皆さんからの相談に対応するため、商工関係団体に相談窓口を設置しました。

**県** の融資制度(金融円滑化特別資金・鳥インフルエンザ関連)の活用ができますので、詳しくは相談窓口にお尋ねください。

税

## 平成26年度国民健康保険税についてのお知らせ

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

### 課税限度額が変わります

平成26年度より、後期高齢者支援金・介護納付金の課税限度額の見直しが行われました。

年度比較	医療保険課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	合計
平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	<b>51万円</b> (従来どおり)	<b>16万円</b> (+2万円)	<b>14万円</b> (+2万円)	<b>81万円</b> (+4万円)

### 税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大されます

国の定める所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

※均等割額……被保険者一人一人にかかる金額  
※平等割額……1世帯ごとにかかる金額

軽減については3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に判定されますが、平成26年度から2割軽減および5割軽減の所得基準が見直され、**軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。**

ただし、所得の申告がない場合は、基準を下回るかどうかの判断ができないため、軽減対象とならないことがあります。適正な課税を行うためにも所得の申告を必ずしてください。

### 保険税軽減基準額

軽減	年度比較	世帯主と被保険者の前年所得合計額
7割	平成25年度	33万円以下
	平成26年度	33万円以下 (従来どおり)
5割	平成25年度	33万円+ (世帯主を除いた被保険者数×24万5千円) 以下の世帯
	平成26年度	33万円+ (被保険者数×24万5千円) 以下の世帯
2割	平成25年度	33万円+ (被保険者数×35万円) 以下の世帯
	平成26年度	33万円+ (被保険者数×45万円) 以下の世帯